

## 役員及び評議員等 費用弁償に関する規程

**社会福祉法人 神戸YMCA福祉会  
役員及び評議員等 費用弁償に関する規程**

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸YMCA福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事および運営委員をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬等の区分)

第3条 役員等の報酬は、定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(職務の種類)

第4条 費用弁償を支給する職務は次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 監事による定期又は臨時監査
- (4) 行政機関による監査の立会い等
- (5) 役員等の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第5条 前条の(1)から(4)の職務の場合は、費用弁償として3,000円を支給できるものとする。

- 2 前条の(5)および(6)の場合は、費用弁償として、出張旅費規程を準用し、園長の旅費に相当する額の旅費を支給する。旅費は原則として、役員、評議員等の住所地を起点として計算する。但し施設職員が代理で法人職務に参加した場合は、原則として、当該施設を起点として旅費を算出する。

(適用除外)

第6条 法人施設の職員が第4条に定める職務を務める場合、及び施設職員が役員を兼務する場合は第5条の規定は適用しない。

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は2017（平成29）年6月15日定期評議員会の議決日から施行する。